佐賀県有明海区漁業調整委員会 公聴会

日 時:令和5年4月6日(木)

14時00分~

場 所:佐賀県水産会館「大会議室」

(佐賀市西与賀町厘外821の2)

~ 次 第 ~

- 1 開 会
- 2 附議事項

農林水産大臣管轄漁場における漁場計画(案)について

3 閉 会

海区漁場計画(案)

(令和5年9月1日免許)

農林水産大臣管轄漁場

- 1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。
- (1)漁業権に関する事項(共同漁業権)
 - 公示番号 農共第1号
 - ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)
 - イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結ん だ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯 33 度 9 分 9 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点(基点第 1 号と基点第 2 号とを結んだ直線上の中央点)
 - (イ) 北緯32度59分48秒東経130度23分20秒の点((ア)から熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)
 - (ウ) 北緯 32 度 58 分 55 秒東経 130 度 19 分 41 秒の点 ((ア) から長崎県雲仙岳一等 三角点を見通した線と基点第 3 号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎 島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)
 - (エ) 北緯32度58分47秒東経130度19分40秒の点((ア)から長崎県雲仙岳一等 三角点を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎 島南西端を見通した線との交点)
 - (オ) 北緯 32 度 57 分 50 秒東経 130 度 13 分 48 秒の点(基点第 4 号と(ア)を結ぶ直線上、基点第 4 号から 1,000 メートルの点)
 - 基点第1号 北緯33度9分19秒東経130度21分39秒(福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)
 - 基点第2号 北緯33度8分59秒東経130度21分3秒(佐賀県佐賀市川副町大字 大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石 柱)
 - 基点第3号 北緯33度0分18秒東経130度25分25秒(福岡県熊本県の境界四ツ 山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界 標石柱)
 - 基点第4号 北緯32度57分22秒東経130度13分29秒(佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	同上
	からすがい漁業	同上
	はまぐり漁業	同上
	ばい漁業	同上
	あかがい漁業	同上
	くまさるぼう漁業	同上

14 VIV 44 VIV.	14 MV - 4 41	NA NIC - + 1, 15t
漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	もがい漁業	1月1日から12月31日まで
	にし漁業	同上
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
	しおふき漁業	1月1日から12月31日まで
	あげまき漁業	同上
	まてがい漁業	同上
	うみたけ漁業	同上
	はいがい漁業	同上
	たこ漁業	同上
	餌むし漁業	同上
	しゃこ漁業	同上
	いそぎんちゃく漁業	同上
	しゃみせんがい漁業	同上
第二種共同漁業	三尺網漁業	同上
	あみもじ網漁業	同上
	こうもり網漁業	同上
	待網漁業(繁網及び手押網	同上
	漁業を含む。)	
	かにかご漁業	同上
	いかかご漁業	同上
	あなごかご漁業(筌を使用	同上
	するものを含む。)	
	うなぎかご漁業(筌を使用	同上
	するものを含む。)	

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 才 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、 大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小 城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町

カ条件

- (ア) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、 操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければな らない。
- (イ) 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。

(2) 漁業権に関する事項(区画漁業権)

- ① 公示番号 農区第201号
 - ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)
 - イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点

を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 17 秒東経 130 度 19 分 57 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 12 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 52 秒東経 130 度 20 分 8 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 1 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 19 分 43 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 44 秒東経 130 度 19 分 44 秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 才 関係地区 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津
- ② 公示番号 農区第202号
 - ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)
 - イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ア)の各点を順次 に結んだ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 46 秒の点
 - (イ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
 - (ウ) 北緯 33 度 6 分 34 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
 - (エ) 北緯33度6分38秒東経130度20分16秒の点
 - (オ) 北緯 33 度 7 分 26 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
 - (カ) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点
 - ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 才 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神埼市 千代田町
- ③ 公示番号 農区第203号
 - ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)
 - イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線に よって囲まれた区域
 - (ア) 北緯 33 度 6 分 37 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
 - (イ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
 - (ウ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
 - (エ) 北緯33度6分6秒東経130度20分14秒の点
 - ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 才 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間

④ 公示番号 農区第204号

- ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)
- イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)及び
 - (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯 33 度 6 分 33 秒東経 130 度 20 分 9 秒の点
 - (イ) 北緯 33 度 5 分 51 秒東経 130 度 20 分 8 秒の点
 - (ウ) 北緯 33 度 4 分 4 秒東経 130 度 19 分 36 秒の点
 - (エ) 北緯 33 度 4 分 8 秒東経 130 度 19 分 1 秒の点
 - (オ) 北緯 33 度 4 分 14 秒東経 130 度 19 分 3 秒の点
 - (カ) 北緯 33 度 4 分 15 秒東経 130 度 18 分 57 秒の点
 - (キ) 北緯 33 度 4 分 52 秒東経 130 度 18 分 59 秒の点
 - (ク) 北緯33度5分6秒東経130度19分2秒の点
 - (ケ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 19 分 20 秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 才 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神埼市千代田町

⑤ 公示番号 農区第207号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)

- イ 漁場の区域 次の (r)、(d)、(d)、(d)、(d)、(d) 及び (r) の各点を 順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(d)、(d) (d)、(d) の各点、(d) (d)、(d) (d)、(d) の各点及び (d) (d) (d) (d) の各点及び (d) (d) (d) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
 - (ア) 北緯 33 度 7 分 38 秒東経 130 度 21 分 10 秒の点
 - (イ) 北緯 33 度 7 分 34 秒東経 130 度 21 分 29 秒の点
 - (ウ) 北緯 33 度 6 分 54 秒東経 130 度 21 分 26 秒の点
 - (エ) 北緯 33 度 6 分 13 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
 - (オ) 北緯 33 度 5 分 57 秒東経 130 度 20 分 53 秒の点
 - (カ) 北緯 33 度 6 分 9 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点
 - (キ) 北緯 33 度 6 分 36 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
 - (ク) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 21 分 19 秒の点
 - (ケ) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
 - (コ) 北緯 33 度 5 分 59 秒東経 130 度 20 分 55 秒の点
 - (サ) 北緯 33 度 5 分 58 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
 - (シ) 北緯33度7分8秒東経130度21分2秒の点

- (ス) 北緯 33 度 7 分 4 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (セ) 北緯33度7分3秒東経130度21分27秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 7 分 7 秒東経 130 度 21 分 2 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 6 分 33 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑥ 公示番号 農区第208号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)

- イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(キ)、(ク)、(ウ)、(カ)及び(キ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。
 - (ア) 北緯 33 度 7 分東経 130 度 21 分 36 秒の点
 - (イ) 北緯 33 度 7 分 6 秒東経 130 度 21 分 53 秒の点
 - (ウ) 北緯 33 度 6 分 24 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
 - (エ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
 - (オ) 北緯33度6分8秒東経130度21分24秒の点
 - (カ) 北緯 33 度 6 分 27 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
 - (キ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 21 分 28 秒の点
 - (ク) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市
- ⑦ 公示番号 農区第209号
 - ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)
 - イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(□)、(サ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(ア)、(イ)、(ス)、(カ)、(ア) の各点及び (□)、(エ)、(シ)、(ケ)、(□) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
 - (ア) 北緯 33 度 6 分 9 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
 - (イ) 北緯 33 度 6 分 10 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点

- (ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 40 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 21 分 35 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 4 分 37 秒東経 130 度 21 分 37 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 4 分 36 秒東経 130 度 21 分 26 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 3 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 4 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 55 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 36 秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑧ 公示番号 農区第210号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)

- イ 漁場の区域 次の (P)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (P) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(+)、(ク)、(ケ)、(□)、(+) の各点、(+)、((+))、((+))、((+)) の各点、((+))、((+)) の各点、((+)) の各点、((+))、((+)) の各点及び ((+))、((+))、((+)) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
 - (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 43 秒の点
 - (イ) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 45 秒の点
 - (ウ) 北緯 33 度 4 分 54 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
 - (エ)北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
 - (オ) 北緯 33 度 3 分 51 秒東経 130 度 21 分 25 秒の点
 - (カ) 北緯 33 度 3 分 58 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
 - (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 56 秒の点
 - (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 57 秒の点
 - (ケ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 42 秒の点
 - (コ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 41 秒の点
 - (サ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 21 分 9 秒の点
 - (シ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 21 分 10 秒の点
 - (ス) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
 - (セ) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
 - (ソ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点

- (タ) 北緯 33 度 5 分 34 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 5 分 33 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 5 分 35 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 12 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 5 分 2 秒東経 130 度 21 分 13 秒の点
- (二) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 41 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 35 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ノ) 北緯 33 度 4 分 32 秒東経 130 度 21 分 22 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 4 分 38 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (ヒ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (フ) 北緯 33 度 4 分 14 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (へ) 北緯 33 度 4 分 12 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 4 分 19 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑨ 公示番号 農区第211号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

- イ 漁場の区域 次の (r)、(d)、(d)、(d)、(d)0、(d)0、(d)0 及び (r)0 の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0、(d)0 の各点及び (d)0、(d)0、(d)0 の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。
 - (ア) 北緯 33 度 6 分 2 秒東経 130 度 20 分 29 秒の点
 - (イ) 北緯 33 度 6 分 1 秒東経 130 度 20 分 40 秒の点
 - (ウ) 北緯 33 度 3 分 59 秒東経 130 度 20 分 21 秒の点
 - (エ) 北緯 33 度 4 分 3 秒東経 130 度 19 分 42 秒の点
 - (オ) 北緯 33 度 5 分 40 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点
 - (カ) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
 - (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
 - (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
 - (ケ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
 - (コ) 北緯 33 度 5 分 38 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点
 - (サ) 北緯 33 度 5 分 15 秒東経 130 度 20 分 3 秒の点
 - (シ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 20 分 32 秒の点

- (ス) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 5 分 12 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 19 分 54 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 4 分 42 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 4 分 40 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 4 分 44 秒東経 130 度 19 分 53 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 4 分 27 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 4 分 25 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ヌ) 北緯33度4分1秒東経130度20分2秒の点
- (ネ) 北緯33度4分1秒東経130度20分4秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑩ 公示番号 農区第212号

- ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)
- イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結ん だ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯 33 度 7 分 40 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
 - (イ)北緯 33 度 7 分 39 秒東経 130 度 21 分 5 秒の点
 - (ウ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
 - (エ) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点
 - (オ) 北緯 33 度 7 分 37 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

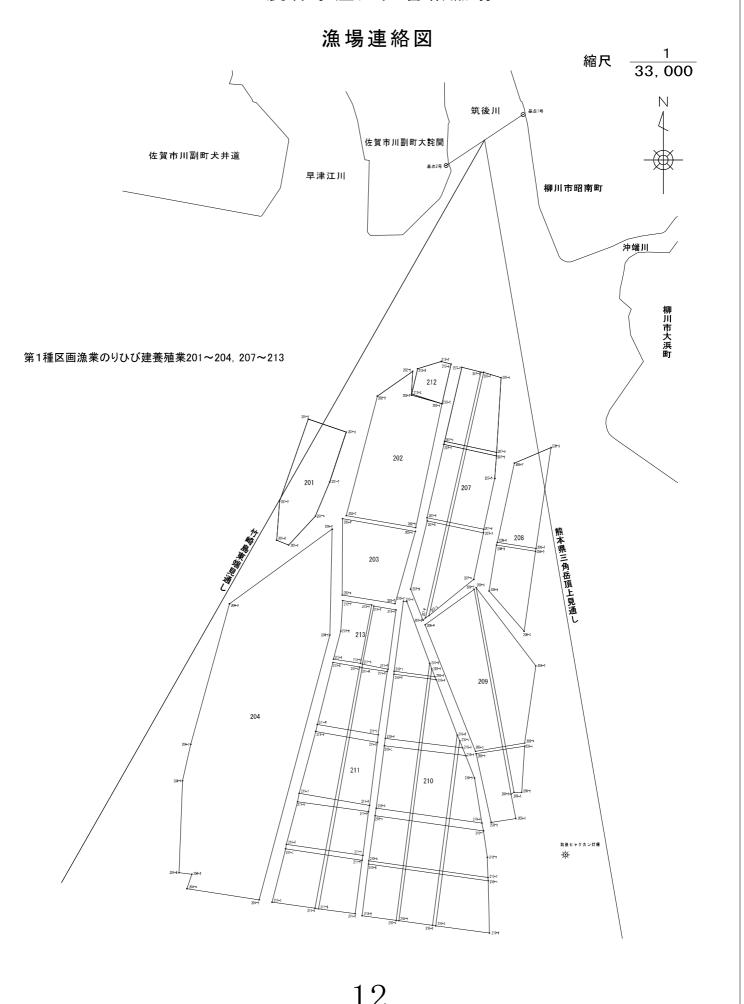
- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅 粉屋、同新田(字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)
- ① 公示番号 農区第213号
 - ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)
 - イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結ん だ線によって囲まれた区域
 - (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
 - (イ) 北緯33度6分3秒東経130度20分28秒の点

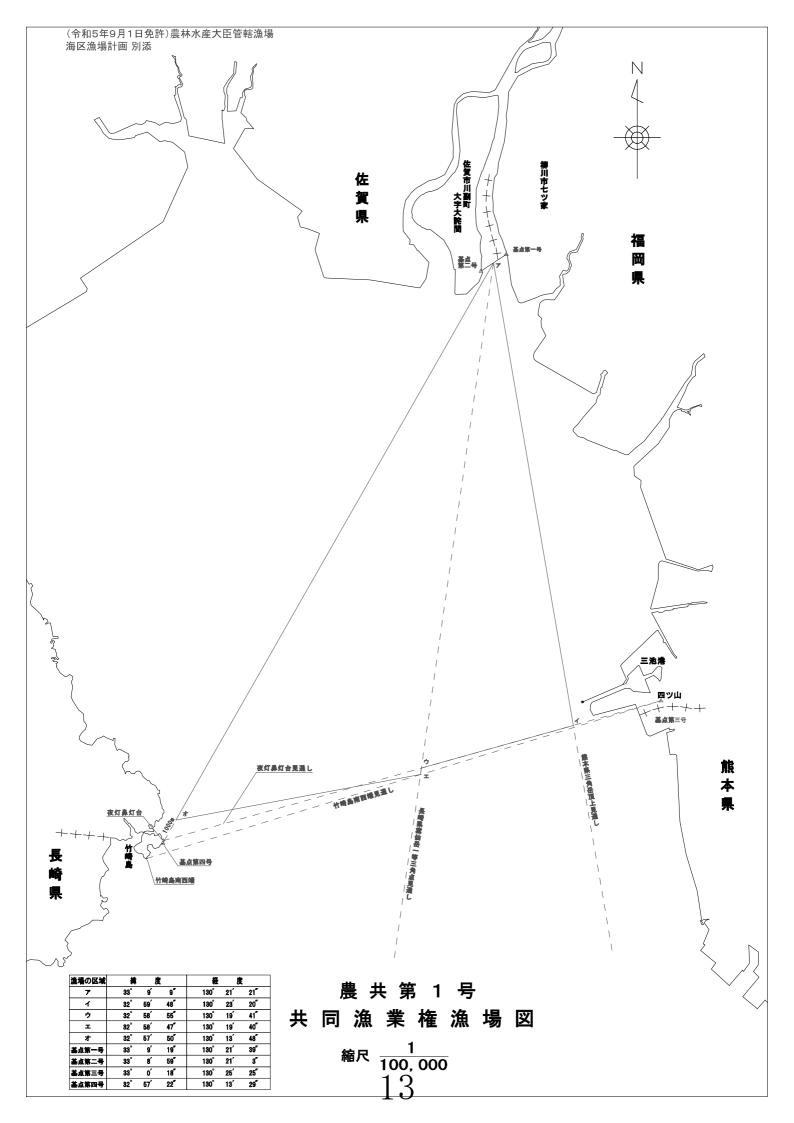
- (ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 41 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- ウ 漁業の種類及び漁業時期

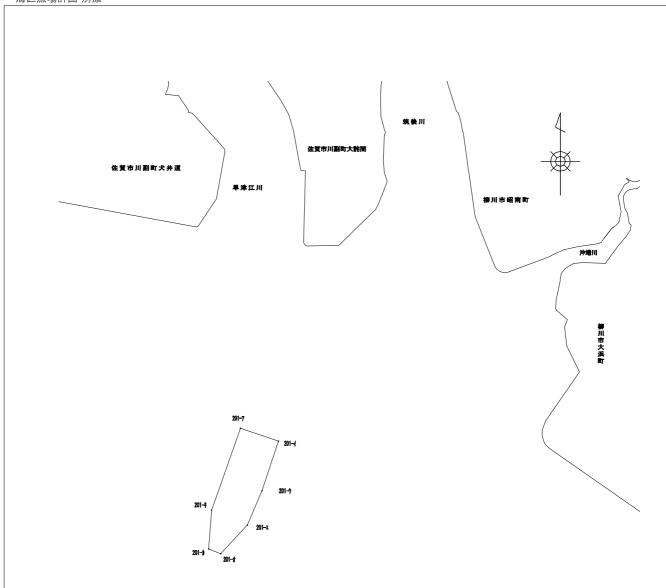
漁業の種類 第一種区画漁業(のりひび建養殖業) 漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅 粉屋、同新田(字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)
- 2 漁場の図面別添のとおり
- 3 漁業の免許予定日 令和5年9月1日
- 4 3の申請期間 令和5年6月1日から同年7月3日まで
- 5 免許の存続期間 共同漁業権については、令和5年9月1日から令和15年8月31日まで 区画漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- 6 類似漁業権以外の漁業権なし

農林水産大臣管轄漁場

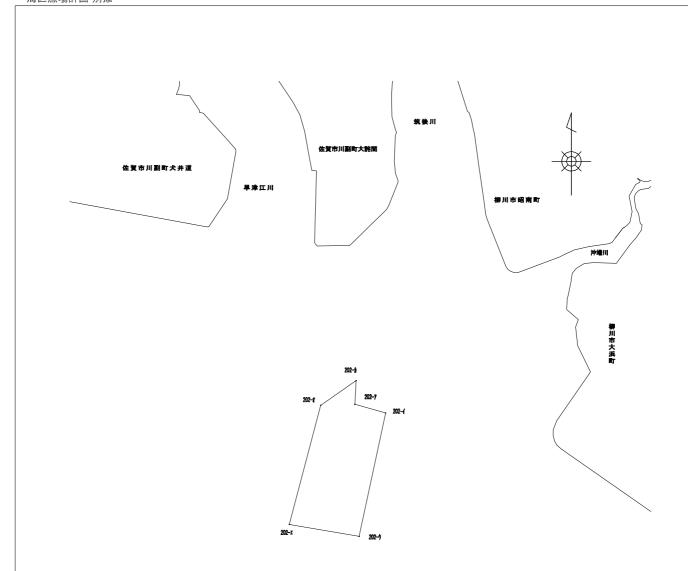






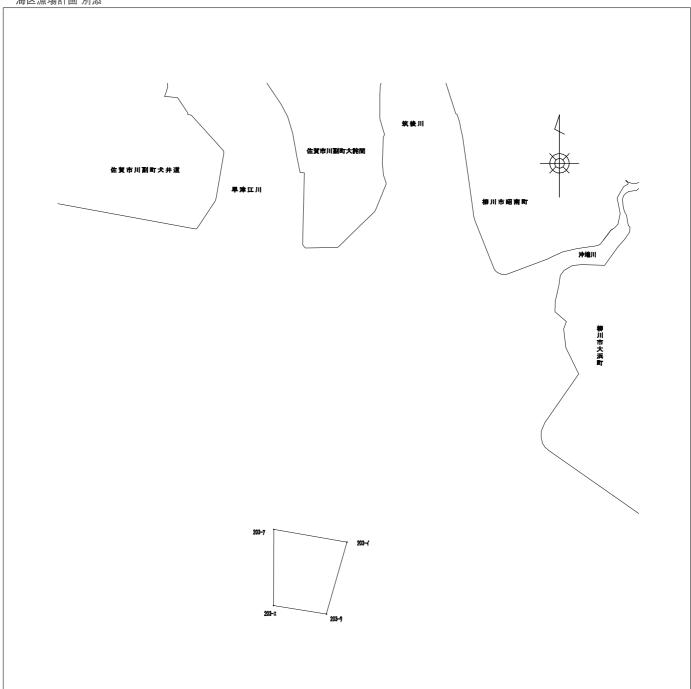
漁場の区域	稗	1	隻			
201-7*	33°	7′	17 "	130°	19 ′	57 <i>"</i>
201~イ	33°	7′	12 "	130°	20 ′	16 "
201-ウ	33°	6′	52 ″	130°	20 ′	8″
201-I	33°	6′	38 ″	130°	20 ′	1″
201-7	33°	6′	26 "	130°	19 '	48 "
201-カ	33°	6′	28 ″	130°	19 ′	43 ″
201-+	33°	6′	44"	130°	19′	44 ″

農区第201号区画漁業権漁場図



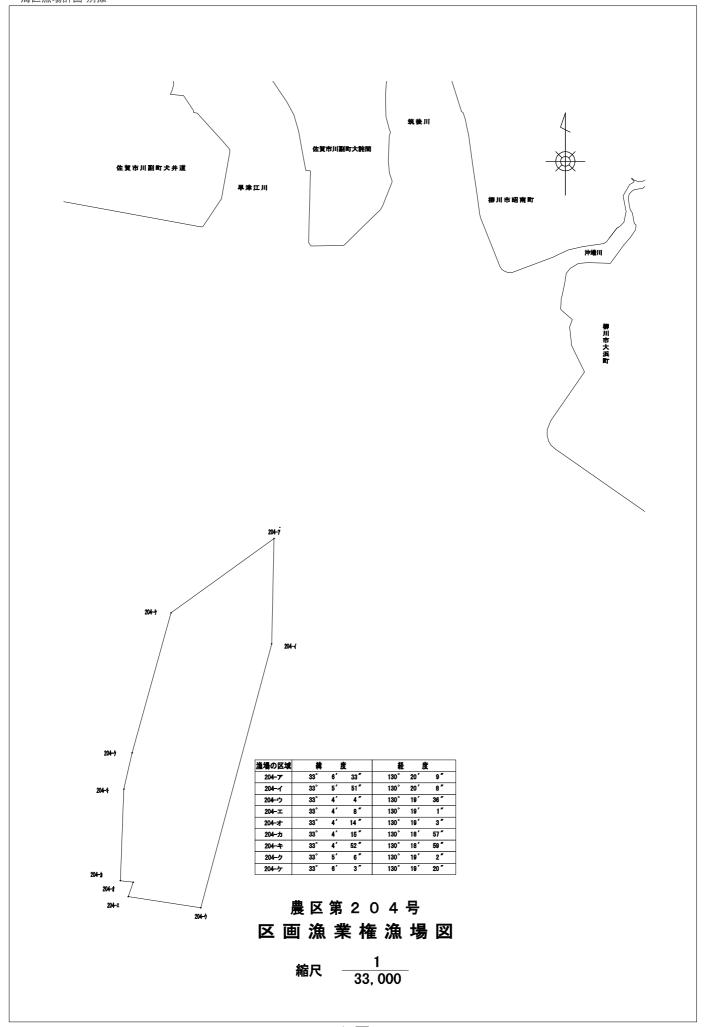
漁場の区域	Mの区域 緯 度 経 度			ŧ		
202-T	33°	7′	27 ″	130°	20 ′	46 ″
202-1	33°	7′	23 ″	130°	21 ′	1″
202-ウ	33°	6′	34 ″	130°	20 ′	49 ″
202-≖	33°	6′	38 ″	130°	20 ′	16 "
202-オ	33°	7′	26 ″	130°	20 ′	30 ″
202ーカ	33°	7′	36 "	130°	20 ´	47 ″

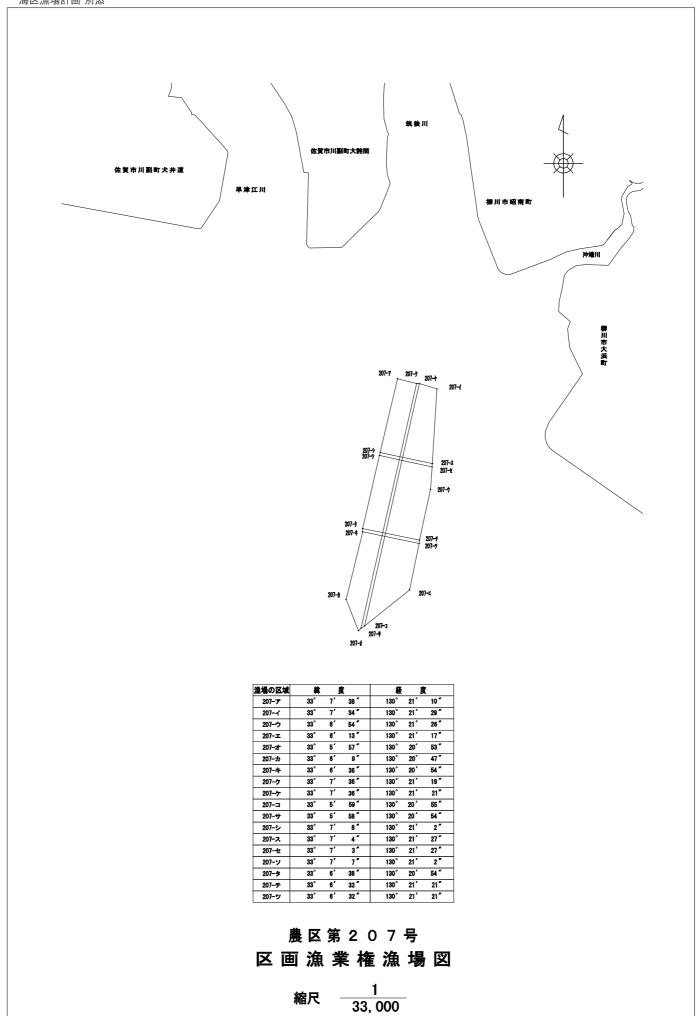
農区第202号区 画 漁 業 権 漁 場 図

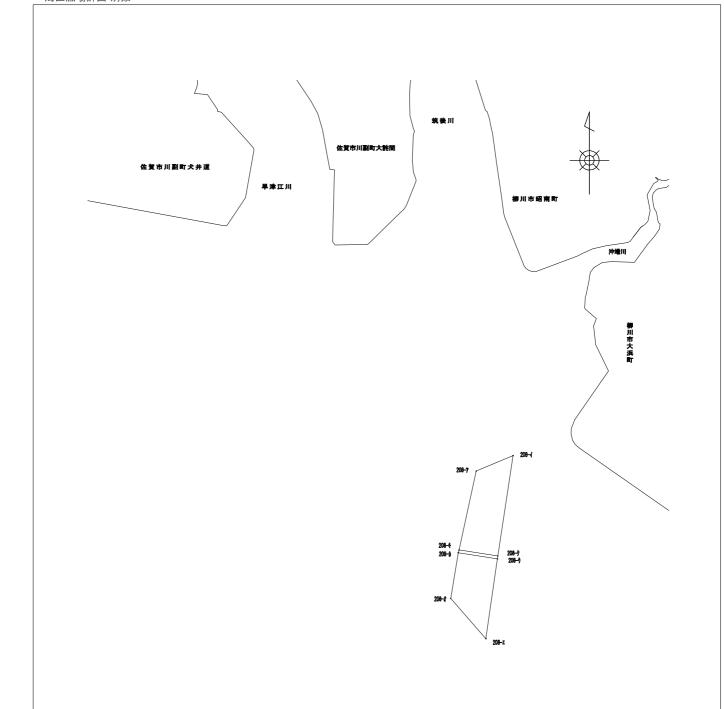


漁場の区域	#	8	ŧ	経	5	ŧ
203-7*	33°	6′	37 ″	130°	20 ′	14 "
203-イ	33°	6′	32 ″	130°	20 ′	49 "
203-ウ	33°	6′	3″	130°	20 ′	39 ″
203-X	33°	6′	6″	130°	20 ′	14 "

農区第203号区 画 漁 業 権 漁 場 図

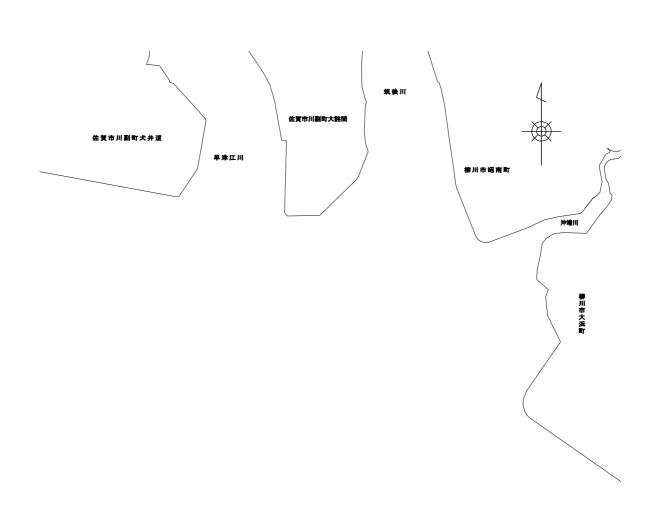




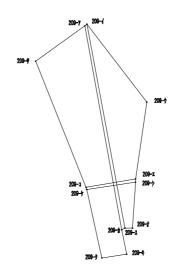


漁場の区域	株	E	E	経 度		
208-ア	33°	7′	0″	130°	21 ′	36 ″
2081	33°	7′	6″	130°	21 ′	53 ″
208-ウ	33°	6′	24 "	130°	21 ′	46 ″
208-≖	33°	5′	52 "	130°	21′	41 ″
208- /	33°	6′	8"	130°	21 ′	24 "
208-カ	33°	6′	27 "	130°	21 ′	27 ″
208-キ	33°	6′	28 "	130°	21 ′	28 ″
208-ク	33°	6′	26 "	130°	21′	46 "

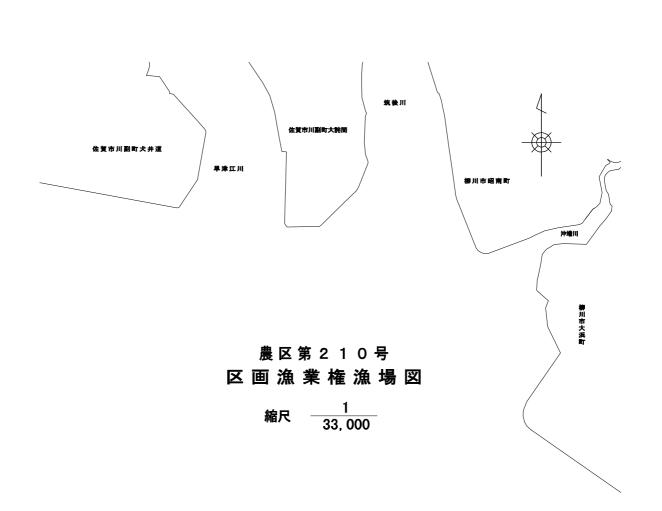
農区第208号区画漁業権漁場図



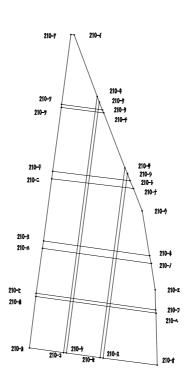
漁場の区域	韓	韓 度			経 度		
209-7	33°	6′	9″	130°	21 ′	17 ″	
209-1	33°	6′	10 ″	130°	21 ′	18 "	
209-ウ	33°	5′	39 ″	130°	21 ′	46 "	
209-≖	33°	5′	8"	130°	21′	41 "	
209-オ	33°	4'	48 "	130°	21 ′	40 "	
209ーカ	33°	4'	47 "	130°	21′	35 "	
209-+	33°	4′	37 ″	130°	21′	37 ″	
209-ク	33°	4'	36 "	130°	21′	26 "	
209-ケ	33°	5′	3 ″	130°	21 ′	18 "	
209−⊐	33°	5′	4 "	130°	21 ′	18 "	
209- 1)	33°	5′	55 °	130°	20′	54 "	
209-シ	33°	5′	6″	130°	21′	41 ″	
209-ス	33°	4'	48 "	130°	21 ′	36 "	

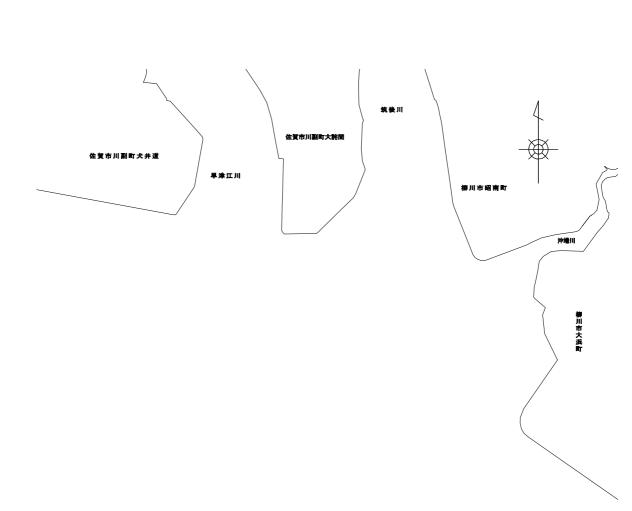


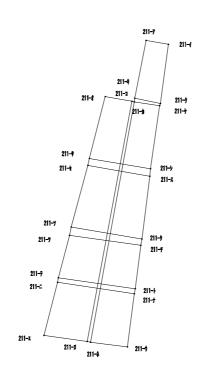
農区第209号区画漁業権漁場図



漁場の区域	幕				経度			
210-7	33°	6′	4 "	130°	20′	43 ″		
2107	33°	6′	4"	130°	20′	45 ″		
210-ウ	33°	4′	54 ″	130°	21′	17 "		
210-I	33°	4′	22 ″	130°	21′	24"		
210-3	33°	3′	51 ″	130°	21′	25 ″		
210-カ	33°	3′	58 "	130°	20′	25 "		
210-+	33°	5′	39 ″	130°	20´	56 °		
210-ク	33°	5′	37 ~	130°	20′	57 <i>"</i>		
210-ケ	33°	3′	56 ″	130°	20′	42 ″		
210−⊐	33°	3′	56 °	130°	20′	41 "		
210 -1	33°	5′	11″	130°	21′	9″		
210-シ	33°	5′	9 "	130°	21′	10 "		
210-ス	33°	3′	54 ″	130°	20 '	59 ″		
210- tz	33°	3′	54 "	130°	20′	58 "		
210-ソ	33°	5′	36 ″	130°	20′	39 ″		
210-9	33°	5′	34 ″	130°	20′	58 ″		
210 -7	33°	5′	33 ″	130°	20′	59 ″		
210-ツ	33°	5′	35 ″	130°	20 '	39 ″		
210-7	33°	5′	9″	130°	20′	35 ″		
210- F	33°	5′	6"	130°	21 ′	12 "		
210-ナ	33°	5′	2 ~	130°	21 ′	13 ″		
210-=	33°	5′	6 "	130°	20′	35 ″		
210-ヌ	33°	4′	41 "	130°	20′	31″		
210-本	33°	4′	35 ″	130°	21′	21″		
210-/	33°	4′	32 ″	130°	21′	22 "		
210-/\	33°	4'	38 ″	130°	20′	30 ″		
210−ヒ	33°	4′	20 ″	130°	20′	28 ″		
210-フ	33°	4′	14 "	130°	21′	24 "		
210-^	33°	4'	12 "	130°	21′	24 "		
210-木	33°	4′	19 ″	130°	20´	27 ″		

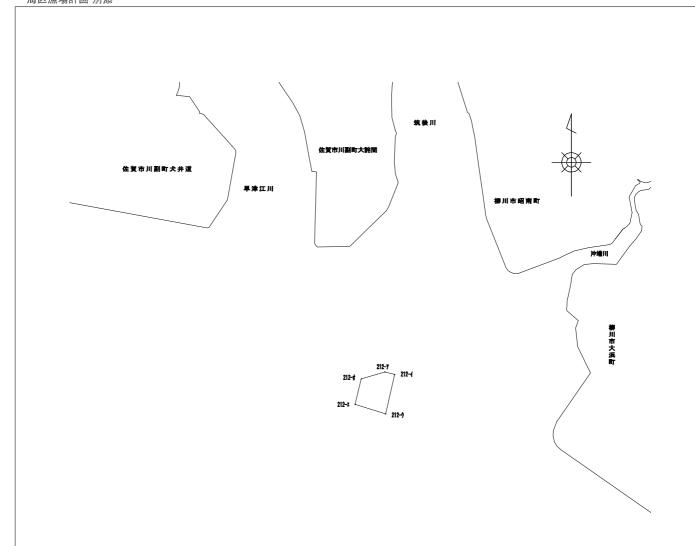






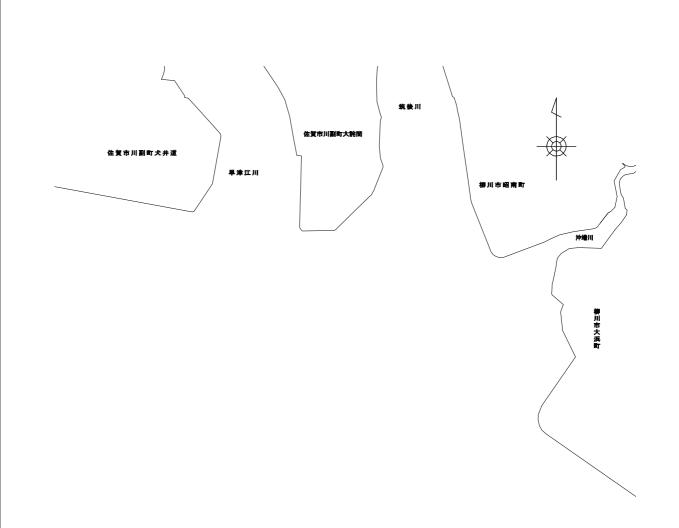
漁場の区域	韓	J	隻	経		ŧ
211-7	33°	6′	2 "	130°	20 ′	29 ″
211-イ	33°	6′	1″	130°	20 ′	40 ″
211-ウ	33°	3′	59″	130°	20 ′	21 ~
211-I	33°	4′	3 ″	130°	19 ′	42 ″
211-3	33°	5′	40 ″	130°	20 ′	10 "
211-カ	33°	5′	37 ″	130°	20 ´	24 "
211-+	33°	5′	39 ″	130°	20 ′	24 "
211-ク	33°	5′	37 ″	130°	20 ′	36 ″
211-ケ	33°	5′	36 ″	130°	20 ′	36 ″
211-=	33°	5′	38 ″	130°	20 ′	23 ″
211 -1	33°	5′	15 ″	130°	20 ′	3″
211-シ	33°	5′	11″	130°	20 ′	32 ″
211-ス	33°	5′	8″	130°	20 ′	31″
211 -12	33°	5′	12 "	130°	20 ′	2 "
211-ソ	33°	4′	47 ″	130°	19 ′	54 °
211-9	33°	4'	42 ″	130°	20 ′	28 ″
211 -7	33°	4'	40 ″	130°	20 ′	27 ″
211-ツ	33°	4'	44 "	130°	19 ′	53 ″
211- 7	33°	4'	27 "	130°	19 ′	48 "
211- F	33°	4'	22 "	130°	20 ′	25 ″
211 - ナ	33°	4′	20 ~	130°	20 ′	24 "
211-=	33°	4′	25 ″	130°	19 ′	48 "
211-ヌ	33°	4'	1″	130°	20 ′	2″
211-本	33°	4'	1″	130°	20 ′	4"

農区第211号区画漁業権漁場図



漁場の区域	区域 韓 度 経 度			ŧ		
212-7	33°	7′	40 "	130°	21 ′	1″
2127	33°	7′	39 ″	130°	21 ′	5″
212-ウ	33°	7′	23 ″	130°	21 ′	1″
212-I	33°	7′	27 ″	130°	20 ´	47 ″
212-オ	33°	7′	37 ″	130°	20 ′	49 ″

農区第212号区画漁業権漁場図





漁場の区域	器の区域 犇 度			経 度		
213-7	33°	6′	4"	130°	20 ´	14 "
2137	33°	6′	3″	130°	20 ′	28 ″
213-ウ	33°	5′	39 "	130°	20 ′	23 ″
213-I	33°	5′	41 ″	130°	20 ´	10 ″
213-オ	33°	5′	52 "	130°	20 ′	14 "

農区第213号区画漁業権漁場図